

随意契約理由書

件名	令和8年度 西神・山手線 鉄道車両用集電装置部品の購入	
契約の相手方	東洋電機製造株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当	
随意契約の理由 本件にて購入する部品は、現在、西神・山手線の高速鉄道車両(6000形)に搭載されている集電装置(パンタグラフ)のものである。 集電装置は、地上側に設置された電車線より、電気を車両に取り入れるための装置であり、車両の安定した電気の供給を受けるためには、走行中常に変化する車両と電車線の相対的な位置関係に対し、集電装置は滑らかに追従する必要がある。 これらの機能を維持するための保守業務の実施において、可動部の摩耗部品、経年劣化部品等の交換が必要不可欠であり、それらに使用する部品は、車両の屋根上で日光や風雨にさらされる厳しい環境において、長期に渡り安定した性能を維持する必要がある。そのため、高い信頼性が求められ、使用を継続する集電装置部品に組み込むためには、厳密な互換性も必要となる。 これらの条件を満たす部品を供給できるのは、当局車両の集電装置を設計・製作した東洋電機製造株式会社のみである。 以上の理由により、上記業者と随意契約をおこなう。		
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部地下鉄車両課検車区	(電話番号 078-793-1306)